

川崎市在宅高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 事業の目的は、在宅で生活している要介護高齢者の自宅を理美容師が訪問して理美容サービスを実施することにより、清潔で快適な在宅生活を送れるよう支援し、福祉の向上を図ることとする。

(実施主体及び委託)

第2条 事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業の一部を、技能職団体等（以下「団体」という。）に委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内に居住する在宅高齢者で、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 65歳以上の者

(2) 介護保険法に基づく要介護度が3・4・5の者

(3) 理容店又は美容店において理美容サービスを受けることが困難であること

2 前項の規定にかかわらず、健康上又は身体的な状況等の理由により理美容サービスを受けることができないと認められる場合は、利用対象者から除くものとする。

(事業内容)

第4条 事業のサービス内容は、利用者の居宅において次のサービスを提供するものとする。

(1) 理容サービス 調髪・顔そり・洗髪

(2) 美容サービス カット・シャンプー（ドライシャンプー）・ブロー

ただし、利用者の健康上又は身体的な状況等の理由により、実施困難な場合はサービスの一部を実施しないことができるものとする。

2 利用回数は、利用者一人あたり年間6回までとする。

(利用の申出)

第5条 事業の利用を希望するものは、別に定める「高齢者在宅サービス利用申出書」を、利用対象者の居住する地区の福祉事務所に提出するものとする。

2 前項の申出は、介護支援専門員又は地域包括支援センターを通じて行うことができるものとする。

(利用の決定)

第6条 前条の申出を受けた福祉事務所長は、第3条に基づき要件を確認し、可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は、決定後、「在宅高齢者訪問理美容サービス決定通知書」（以下、「通知書」という。）と「在宅高齢者訪問理美容サービス利用券」（以下、「利用券」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の決定に基づき、「川崎市在宅高齢者訪問理美容サービス利用者名簿」を作成し、その写しを団体宛て送付する。

(利用券)

第7条 利用券は、1枚につき1回のサービスを利用するものとする。

2 年度の途中において申請をしたときの交付枚数は、別表1のとおりとする。

3 利用券は、記名者本人のみ使用できるものとする。

4 利用券の有効期限は、交付した日の属する年度の末日までとする。

5 年度を超えて継続して利用を希望する者は、4月1日づけて利用者の要件を確認し、新年度分の利用券を交付する。

(利用料)

第8条 事業の利用料は、別表2の通りとする。

(利用方法)

第9条 利用者が、理美容サービスを受けようとするときは、第2条に規定する団体に、電話等で依頼を行うものとする。

2 前項の依頼を受けた団体は、サービスを提供する理容師又は美容師の調整を行うものとする。

3 サービスを提供する理容師又は美容師は、利用者と連絡をとり、日程等の調整をし、サービスの提供を行うものとする。

4 利用者は、サービスの提供を受けたときは、理容師又は美容師に、利用券1枚を提出するとともに、前条に基づく利用料を支払うものとする。

(利用の変更、停止及び廃止)

第10条 利用者は、第3条の申出の内容に変更が生じたとき及び次の各号のいずれかに該当したときは、別に定める「高齢者在宅サービス変更・停止・廃止申出書」を利用対象者の居住する地区の福祉事務所に提出するものとする。

(1) 第3条に規定する利用者対象者の要件を満たさなくなったとき

(2) 医療機関への入院期間が1か月を超えるとき

(3) 介護保険法に基づく「介護保険施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「認知症対応型共同生活介護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」及び「特定施設」に入所したとき

(4) 老人福祉法第29条に基づく有料老人ホームに入所したとき

(5) 社会福祉法第2条第2項に規定する施設に入所したとき

(6) 第2号から第5号以外の施設等で、介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設等に入所したとき

(7) 自宅以外の場所に宿泊する期間が1か月に達するとき

(8) 市外へ転出したとき

(9) 死亡したとき

2 福祉事務所長は、前項の届出に基づき当該事由を確認後、速やかに利用廃止の処理を行うとともに通知書を申請者宛て送付するものとする。ただし、当該事由がおおむね6か月以内に消滅すると予想される場合には、利用を停止することができるものとする。

3 福祉事務所長は、第1項各号に掲げる廃止事由を介護者等の申し出によらず知りえた場合は、職権により廃止及び停止することができる。

4 停止の決定を受けた利用者は、第1項各号に掲げる事由が消滅し、事業の利用停止を解除する場合は、その旨を福祉事務所に申し出るものとし、福祉事務所長は、当該事由の消滅を確認後、速やかに利用の停止を解除するものとする。

(理美容店一覧)

第11条 団体は、「川崎市在宅高齢者訪問理美容サービス出張業務理容店一覧」又は「川崎市在宅高齢

者訪問理美容サービス出張業務美容店一覧」を、毎年度、原則として年度開始前に市長に提出する。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 昭和63年度の利用券の交付枚数は、この要綱第5条第1項の規定にかかわらず、2枚とする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 川崎市在宅ねたきり老人訪問理容サービス事業事務取扱要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

別表1 利用券交付枚数（第7条関係）

申請月	利用券交付枚数
4月から 5月まで	6 枚
6月から 7月まで	5 枚
8月から 9月まで	4 枚
10月から 11月まで	3 枚
12月から 1月まで	2 枚
2月から 3月まで	1 枚

別表2 利用料（第8条関係）

1回あたりの利用料
一律2,000円